

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：小牧市立本庄保育園	種別：保育所	
代表者氏名：余語 美紀	定員（利用人数）：150名（132名）	
所在地：愛知県小牧市大字本庄2597-433		
TEL：0568-79-6128		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和52年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：小牧市		
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員： 16名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 3名
	（副園長） 1名	（用務員） 1名
	（保育士） 21名	（保育補助員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 7室	（設備等）遊戯室、調理室、
		医務室、事務室、乳児室

③理念・基本方針

★理念

【目指す子ども像】 豊かな心でよく遊べる子ども
 保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る

★基本方針

やりたい気持ちが持てる やりたいことができる 本庄保育園の子どもたち

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもの「やってみたい」という気持ちを大切に、考えたり試したりして遊びができるよう環境や援助を考えている。
- ・これまでの保育を振り返り、子ども達が夢中になって遊んだり、繰り返し楽しみ遊びを広げたりすることで、深い学びとなっていくためにはどうしていくと良いのかを考えている。
- ・職員間・学年（クラス）間でのチームワークを大切に、声を掛け合っている。
- ・その日子ども達が楽しんでいたことを学年ごとにホワイトボードに記入し、保護者の方に伝えている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月11日(契約日) ~ 令和 3年 1月19日(評価決定日) 【令和 2年11月10日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆情報伝達の工夫

園の取組みや子どもの様子を保護者に正確に伝えるため、様々な工夫を凝らしている。今年度は中止となったが、毎回「親の会」の総会ではパワーポイントを使って園の状況を説明している。外国籍や外国出身の保護者がいることから、毎月発行の「園だより」はポルトガル語やスペイン語に翻訳したものを作成・配布している。「クラスだより」は大判のカラー印刷で見ごたえがあり、日々の保育の様子をホワイトボードに貼りだして保護者に伝えている。

◆緊急時の連携体制

調査当日、転倒して顔面を負傷した女児が職員に手を引かれて職員室に入ってきた。担任の職員から園長と副園長に状況の説明があり、園長、副園長がそれぞれの立場で迅速かつ適切な対応をとっていた。勤務中の女児の保護者や複数の医療機関に連絡が取られ、女児はお迎えの保護者と無事医療機関に向かった。緊急の事態に際しての、園長、副園長、職員の一糸乱れぬ連携は見事であった。

◆基本方針の保育実践

「やりたい気持ちが持てる やりたいことができる 本庄保育園の子ども達」をスローガンに掲げ、市が目指す「豊かな心を持った子ども」の育成に呼応している。その方針に沿って職員間で話し合いをもち、保育環境を整えたり、子どもの遊びたい気持ちに寄り添って満足感が味わえる保育実践を行っている。

◇改善を求められる点

◆園長、副園長の業務の見直し

園長、副園長への業務の集中に加え、昨年度末からの新型コロナウイルス感染症による変則的な保育の実施を余儀なくされ、これまでに経験したことのないような業務多忙を極めている。そのため、様々な場面で評価や分析のプロセスが欠落している。職員全員の研修時間が取れない等、「時間的な余裕のなさ」を大きな課題として捉えているが、現時点では解決の糸口が掴めていない。職務分掌を明確にしたり職務分担を再構築する等、抜本的な業務の見直しが必要である。

◆マニュアルの総点検

園業務の標準化のためのマニュアル整備が求められる。整備されているものもあるが、なかったり必要な部分が抜けているものも散見される。さらに、職員研修が思うに任せず、マニュアルの内容の職員周知には至っていない。既存のマニュアルを総点検して足りないものを作成するとともに、職員研修や見直しの機会・改善の機会などを通じて、職員周知を図ることを期待したい。

◆子どもや保護者の意向の把握

子どもや保護者が現状の保育に満足感を持っているか否かの包括的な満足度調査の実施がない。また、保護者のニーズを得る機会が少なく、保護者のニーズが保育に反映されているとは言い難い。保護者に対しての満足度調査やアンケートの実施、意見箱の設置などの検討が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

訪問調査では、話しやすい雰囲気の中でゆったりと話を聞いてくださり、分かりやすく改善の助言をいただきました。
評価結果は、評価の高い点・改善すべき点を分かりやすくまとめてあり、職員間での振り返りの参考にもなりました。
今後は改善点の職務分掌を明確にすることや、保護者の意向が把握できるような意見箱の設置など、職員間で話し合いながら一つひとつ改善したいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「やりたい気持ちを持てる やりたいことができる 本庄保育園の子ども達」をスローガンに掲げ、市が目指す「豊かな心を持った子ども」の育成に呼应している。着任して1年目の園長に、コロナ禍の試練が待ち受けていた。計画した活動が制限されたり自粛に追い込まれたり、思い通りの取組みが出来ていない。保護者への言葉で伝える機会が失われ、理念等の保護者理解が進んでいない。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①a ・ b ・ c
<コメント> 園長は市の保育士会の会長を務め、園運営に必要な情報を早期に把握することが可能である。市の方針は園長会や副園長主任会で伝えられ、それに沿った園運営を行っている。新型コロナウイルス感染症との戦いの一年となるが、これまでに経験したことのない環境の中、職員が一丸となって保育に取り組んでいる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 28名の職員集団が一堂に会して会議や研修を行う機会がないことから、意思の疎通を円滑にするために「報・連・相」を重視した園運営である。早朝保育や長時間保育に対応する職員の不足があり、現在の園の課題を「時間的な余裕がない」と捉えている。園長や副園長の業務も多忙を極めており、様々な場面で評価や分析のプロセスが抜けている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 中・長期計画としては、市が策定した「第2期・子ども子育て推進事業計画」があり、「まちづくり推進計画第一次基本計画」と併せて、中・長期的なビジョンは明確になっている。しかし、園長が定期的に異動する公立園であることから園独自には中・長期の計画は作成されず、園長の思いを具現化したり、地域性を考慮した保育施策は打ち出しづらい環境である。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 年度初めの園長会では、市・幼児子ども課から「小牧市保育園運営方針」が示される。それに沿う「保育園経営案」や「保育の全体的な計画」が作成され、園の重点目標や年齢別保育目標に展開している。それらの目標に関しては、可能な範囲で数値目標や具体的な到達点を明確にすることが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 園長が示した「やりたい気持ちが持てる やりたいことができる 本庄保育園の子ども達」との方針に、職員会議で具体的な計画への肉づけを行った。職員会議で「園の重点目標」や「年齢別保育目標」を確認し、園の行事の計画作成時にも反映させている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 今年度は中止となったが、毎回「親の会」の総会ではパワーポイントを使って園の状況を説明している。外国籍や外国出身の保護者がいることから、毎月発行の「園だより」はポルトガル語やスペイン語に翻訳したものを作成・配布している。「クラスだより」は大判のカラー印刷で、掲示板に貼りだして保護者に情報を伝えている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 市内の公立全園で行われている自己評価を年間2回実施しているが、チェックリストの評価項目数が多いことから集計や分析への取組みには進んでいない。さらに、園長、副園長に園の中核を成す業務が集中しており、じっくり取り組むための時間的余裕もない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 園長、副園長への業務の集中に加え、昨年度末からの新型コロナウイルス感染症による変則的な保育の実施を余儀なくされ、これまでに経験したことのない業務多忙を極めている。職員全員の研修時間が取れない等、「時間的な余裕のなさ」を大きな課題として捉えているが、現時点では解決の糸口が掴めていない。職務分掌を明確にする等、抜本的な業務の見直しが必要である。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>園長は、自らの所信を「園の基本的な方針」として明確にし、「保育園経営案」や「保育の全体的な計画」等で職員に示している。その方針は「園の重点目標」や「年齢別保育目標」に落とし込まれている。しかし、園内の職務分掌や職務分担が明文化されていないこともあって、園長以下、職員それぞれの役割や責任体制が明確になっていない。</p>				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>保育に関する関係法令等の改廃は、園長が市・保育士会の会長を務めることから早期に情報の取得ができる。研修によって職員のコンプライアンス意識の高揚を図ろうとの園長の思いはあるが、コロナ禍によって思うような研修が行われていない。市の人事課や保育課が計画していた研修については、前期未実施分が後期にずれ込んで実施される見込みである。</p>				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって園行事が見直しを迫られる中、子どもや保護者の期待に応えようと様々な工夫を凝らしている。夏期にプールを使うことはできなかったが、代替え案として「水遊び」を取り入れ、子ども達に新鮮な感動を与えることができた。規模を縮小して実施した「分割運動会」に関しても、保護者から理解と好評が得られている。</p>				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>ほとんどの園行事が見直し（縮小、中止等）を余儀なくされ、従来とは異なった方法でしか実施できない状況となっている。それらの行事の開催や実施にあたって、重要な方向性は園長会で示されるが、個々の行事の肉付けは職員会で検討され、職員意見を反映したものとなっている。有給休暇の積極的な取得を推奨しているが、職位・職階による偏りがみられる。</p>				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>公立園であることから人事権は市にあり、職員の採用や確保は市が管掌している。優秀な人材確保のために、保育現場からは「周辺他市より遅れて採用試験が実施されている」ことの改善が提起されているが、状況は改善されていない。5日間の新人研修は園長会の研修部会の主導で実施されており、同期入職の職員同士の連帯感を醸成するだけでなく、息抜きの場としても機能している。</p>				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>市の人事制度として年功序列の人事管理が行われている。部分的には目標管理や人事考課（評価）の仕組みがあるが、体系的な形では運用されていない。例えば、主任級以上の職員は「本人評価」から「個人目標」を抽出して取り組んでいるが、その個人目標が「園の重点目標」とリンクしていない。個人目標と園の重点目標の連動性を考慮されたい。</p>				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>パソコンによる管理で職員の有給休暇を管理し、時間外労働を短縮させたり健康管理を徹底したりして、働きやすい職場づくりを推進している。園長や副園長による職場観察から、職員のメンタル面の異常の早期発見に努めており、それらを原因とする休職や退職はない。ただ、働きやすい職場づくりの先頭に立つ園長自身の有休休暇の消化が進んでおらず、一考を要す。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が主催する研修計画があり、階層別、職種別、職務別の研修や全体研修等が網羅されている。年度の前期はコロナ禍によって中止となる研修も多かったが、後期に入って研修再開の機運も見えてきている。主任級以上の職員は、人事考課（評価）と連動した目標管理が運用されており、一般職員は「保育目標と取り組み」シートを使って個々に目標管理を行っている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「市・保育園職員研修計画」があり、階層別や職種・職務別の研修が網羅されている。その計画表に参加する職員個々の氏名を記載し、研修の履修後には、「研修からの学び」や「これだけは保育に活かしたい」こと等を報告させている。その報告書には園長のコメントもあるが、研修がここで完結している。実際に保育現場で活かされたか否かの、研修効果の測定・検証がない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の人事課や保育課（研修部会）が主導する研修計画が体系化されており、職員それぞれが該当する研修に参加している。研修計画に職員名を記載することによって、勤務シフトを円滑に組んで、研修に無理なく参加することも可能となっている。今年度はほとんど開催ができていないが、市の保育士会が主催する研修もある。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年保育実習生を受け入れ、次代の保育士養成の使命を果たしている。実習の終わりの反省会では、実習を担当した職員が気づきを話し合い、実習生受入れの全体的な振り返りを行っている。課題は、実習生を受け入れるためのマニュアルの未整備である。まず、実習生受入れの意義や目的をマニュアルに明記することから取り掛かられたい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市が管理するホームページはあるが、民間の保育園に比較すると情報の発信量は格段に少ない。苦情の情報公表も遅れている。「苦情受付作成マニュアル」はあるが、綴じ込まれている様式は未整備であり、マニュアル自体も改善の余地を残す。「苦情の受け付け—内容の記録—解決方法の検討・決定—解決策の実施—申立人へのフィードバック—公表」の一連の流れの明文化を期待したい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「現金等出納簿」で園が関与する金銭の管理が行われている。未納給食費の受入れと銀行口座への入金がほとんどで、園長と副園長とが相互牽制する仕組みがある。物品購入の際は、「伺書」を作成して市・保育課のチェックを受けてからの執行となっている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<コメント> 「保育園経営案」の中に、「地域活動事業」として活動内容や予算配分を明記している。市としても、園としても重要な事業であることの認識は持っているが、「保育の全体的な計画」や「入園のしおり」等には記載がない。子どもが社会性を身につけていくためには、子どもと地域との係わりは必須である。その方向性を明確にし、必要な文書（「全体的な計画」等）に明記されたい。				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<コメント> ボランティアを受け入れるためのマニュアルはなく、積極的な受入れは行われていない。例年中学生の職場体験学習を受け入れていたが、今年度はコロナ禍によって「職業人学習」としてのインタビューに変更になった。子どもが様々な人たちと係わりを持つことの意義を考察し、マニュアルを整備して積極的にボランティアを受け入れることを期待したい。				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	Ⓐ	b	c
<コメント> 「子育て支援ガイドブック」に社会資源が網羅されており、職員室には行政機関や医療機関の一覧表が掲示されている。調査当日、転倒して顔面を負傷した女児が職員室に連れてこられた。担任の職員と園長、副園長が迅速かつ適切な連携をとり、女児の保護者や複数の医療機関に連絡が取られた。緊急の事態に際しての、園長、副園長、職員の一糸乱れぬ連携は見事であった。				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<コメント> 地域の福祉ニーズを探るための園独自の取組みはないが、市の保育課を含めた園長会で話し合われている。園庭開放に訪れた未就園児親子の相談に乗る等で、子育てに悩んだり不安を持つ世代の傾向は把握している。在園児の保護者や園庭開放等で園を訪れる未就園児の保護者に対し、福祉ニーズを探るためのアンケートを実施する等の積極的な取組みを期待したい。				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	Ⓐ	b	c
<コメント> 地域活動事業は、コロナ禍によって活動のほとんどが中止となったが、園庭開放は感染症拡大・縮小の様子を見ながら再開されている。昨年度は、年間70名を超える未就園児親子が園庭開放に訪れた。一時保育や休日保育のニーズがあるが、園としての事業は行っていないため、実施園につなぐ仲介役をしている。				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>毎月子どもの姿の話合いを行い、職員間の共通理解を図っている。しかし、子どもの人権・子どもを尊重した保育にまで踏み込んだ話合いには至っていない。市が作成した「保育ポケットブック」等を参考に、子どもの姿から保育の課題を明確にしていくことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>個人情報の取り扱いについては、保護者に配付された「入園のしおり」に記載されている。また、園内で撮影された画像については、SNSに掲載しないように注意喚起を行っている。園内に掲示する際にも、保護者の同意を得ることを検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市役所のホームページに、保育園の情報が記載されている。リーフレットは、他の公共施設には設置されておらず、園のみに置いてある。園の利用希望者には、園長か副園長が対応して説明を行っている。今後は、利用者が広く情報を得ることができるよう工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会（今年度は中止）・入園式で、保育方針や保育内容について説明を行っている。説明後、保護者から同意書を得ている。しかし、評価の事前アンケートからは、「十分な説明があった」とは言えない意見があることから、今後の保護者周知の方法を工夫されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育園を転園する際は、市の規定通りの申し送りをする事になっている。卒園児に対しては、相談しやすい雰囲気を作るようにしているが、受付窓口や手順を記載した案内文書は作成されていない。継続的に相談できる場として、保護者への周知を図る工夫をされたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者の満足度を把握するための保護者アンケートは、市で統一されたものを年1回行っていたが、昨年度と今年度は実施されていない。日常の保護者との会話の中で保護者ニーズを知り、改善につなげたことがあるが記録はない。記録に残し、職員周知に繋げていくことを期待したい。また、保護者の日常会話に耳を傾けることも大切であるが、全体の意見を聞く方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みがあり、市で統一された手順書に沿って行われている。職員間で、苦情について話し合う機会を設けている。今後は、課題・改善を明確にし保護者へフィードバックすることを期待する。苦情の受付については「入園のしおり」に掲載し、第三者委員の連絡先等は掲示で知らせている。保護者が安心して、相談・苦情を申し出やすい方法を工夫し広く意見を聞く体制を構築されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者の相談場所については、プライバシーが守られる職員室で行っている。相談を随時受け付けていることを口頭で保護者に伝えているが、分かりやすい文書で広く保護者に知らせる工夫をされたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者から受けた相談は、内容に応じて乳児クラスは保育の記録に記載しているが、幼児クラスは定められた記録方法はない。日常保育中での保護者とのコミュニケーションは十分に取っているが、意見箱の設置や保護者アンケート等、保護者の意見や意向を把握する取組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 毎朝、職員による遊具点検を室内外で行っている。専門業者による遊具等の施設点検を定期的を受け、安全な遊具・環境で遊べるようにしている。ヒヤリハット表があり、職員が危険と感じた時に表に記入し、朝ミーティングで職員周知を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 感染症情報は、園独自の表で掲示して保護者に知らせている。「感染症対応マニュアル」について、内容の職員周知や園内研修を通して安全確保の体制や課題の明確化等を検討されたい。コロナ禍において、安心・安全な給食を提供するために、子どもの席の工夫やアクリル板（仕切り板）の使用等で対応している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 市で統一された「防災マニュアル」がある。一年に一度隣接する小学校へ避難する訓練を行っているが、小学校との合同訓練には至っていない。年に一度、消防署による通報訓練と移動防火教室を受けている。備蓄リストは作成されておらず、また、備蓄品がどこにあるのか職員周知がなされていない。職員周知や備蓄リストの作成を検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 市で統一された「保育ポケットブック」に、保育の標準的な実施方法が記載されている。新人職員には研修会にて配付されている。全ての職員がが携帯しているが、園内での研修や指導等で職員周知を図る取組みはない。新人については、副園長が保育実践を見て指導をしている。園内で、標準的な実施方法が周知できる方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 指導計画策定の際に職員が意見を出し合って話し合いを行っているが、標準的な実施方法の検証・見直しまでは至っていない。また、標準的な実施方法の見直しについては、園長会で見直しをするため、保育現場の職員の意見が反映されているとは言い難い。今後は、職員の意見をまとめた上で園長会で議論することを期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> アセスメント手法が確立され、適切にアセスメントが行われているが、個別の指導計画に反映されるまでに至っていない。今後はアセスメント協議を職員間で行い、職員周知を図る取組みが望まれる。支援困難ケースの場合は、保健師等と連絡を取り、連携して指導計画の策定を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画は、毎月話し合いを行って子どもたちの姿から遊びの展開について話し合ったり、「全体的な保育の計画」との整合性を確認している。現在、週案の様式を検討中である。朝ミーティングで「本日の保育のねらい」を報告し、保育変更があった場合も職員に周知できるようにしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 月に一度子どもの姿を話し合う会議が行われ、職員が共通理解できるようにしている。また、保育の記録について、職員が必要に応じて読み返しができるようにしている。家庭環境の変化や子どもの体調等に異常がある場合は、朝ミーティングで周知をしている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもに関する記録は、鍵のかかる書庫に収められている。職員室には、非常通報装置が設置されている。記録の管理については、情報漏洩に注意喚起をしているが、園内研修や職員周知には至っていない。個人の連絡帳については、返却の際に間違いのないように十分気を付けている。園内研修等を行い、様々な場面での個人情報漏洩等についての対策を考察されたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、園長と副園長による見直しになっている。「保育の全体的な計画」に、より多くの職員の意見を反映できるような機会を設けることを考慮されたい。職員間で話し合うことがあれば、「保育の全体的な計画」の職員周知にもつながる。評価し課題を明確にされたい。「保育の全体的な計画」の編成に、PDCAサイクルが機能することを期待したい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>年に3回助産師訪問があり、室内温度や湿度、衛生等の指導を受けている。保育室の前に廊下があり、子ども達の遊びの場としても活用している。園庭にもトイレがあり、戸外遊びやプールの際に利用している。しかし、汚れや暗さもあるので、子ども達が心地よく使えるように整備されたい。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>玩具の取り合い等の時には職員が仲立ちとなり、気持ちを代弁することで双方が納得し、仲良く遊べるように心掛けている。職員にゆとりがなくなると制止の言葉になるので、職員間での悩みを共有できるように話し合うようにしている。今後も、子どもの気持ちを受容して保育するための話し合いを継続されたい。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身につけるために、子どもの気持ちを尊重しながら援助している。乳児クラスについては、個別の指導計画にて、子ども一人ひとりに合わせた援助を確認することができた。幼児クラスについても、それぞれの子どもについて具体的な活動や援助方法を記載すること期待したい。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室の前にある廊下に、子ども達がいつでも遊ぶことが出来るよう、ウォールポケットに材料を準備したり見本を置いたりしている。また、廃材を利用しての制作や石鹸クリーム作り等の化学への興味が沸く遊びを準備し、主体的に遊べる環境作りを行っている。現在コロナ禍のために散歩の機会が減り、自然に触れる機会も減ったが、園内での活動を工夫することでそれを補おうとしている。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>室内では探索活動が十分にできないので、戸外で探索活動を楽しめるようにしている。個々のペースに合わせた動きや生活の流れが出来るように、複数の職員で見守るように心掛けている。誤嚥チェッカーを使って玩具の安全を確かめ、子ども達に玩具を準備している。指導計画からは、職員の応答的な関わりが確認できる。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもの様子に合わせ、職員間で話し合いをし遊びの環境を整えている。特に3歳児は子どもの気持ちを大切にしながら、生活の流れが身に着くように保育している。指導計画には、職員の関わりや環境等が記載されている。コロナ禍もあって、5歳児の協同的な活動は保育園内にとどまっている。小学校や地域の人達へも発信することを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもについて、個別指導計画が立案されている。また、継続支援として「成長の記録」があり、中学校まで継続する計画がある。保護者との面談は不定期ではあるが行われており、面談の記録は定められた用紙に記録されている。障害のある子どもの保育を、保護者全体に理解を深める取り組みを工夫されたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 長時間保育には正規職員が必ず1人保育にあたっており、引継ぎして不足分があれば補うことができる。異年齢の子どもが混じるが、保育内容はゆったりと子どもの好きな遊びが出来るように配慮している。長時間保育のデイリー、保育計画等を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画には、就学に関する事項が記載されている。5歳児と小学校5年生との交流があり、子どもに小学校生活への期待を持たせている。また、小学校の運動会に招待された5歳児が、徒競走に参加する機会もある。年に1度、幼保小連携研修が行われており、小学校教諭との意見交換が行われている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 市で統一された保健計画があり、月の指導計画に盛り込まれている。子どもの体調不良やけがは、保育日誌や事故記録簿に記録している。保護者へは「保健だより」や「園だより」で、季節性の疾病についての情報や取り組みを伝えている。SIDS(乳幼児突然死症候群)についてもポスター掲示や手紙等で知らせ、昼寝中の呼吸チェックも規定通りに実施して記録している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 年2回、歯科検診と内科健診を行い、結果を記録して保護者に知らせている。歯科衛生士の歯磨き指導を受け、正しい磨き方を子ども達が身に着けるようにしている。内科健診の結果を保育に生かし実践する工夫をされたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」に沿って、アレルギー児の対応を行っている。誤食がないように、職員の目の届く席で食事をしている。アレルギーについて、園内研修を行い職員周知を行っている。今後は、アレルギー疾患や慢性疾患について、保護者が理解を深められるような取り組みを期待したい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> その日の食材で、子ども達が触れることが出来る場合は子ども達が皮むき等を行い、食への関心が深まるようにしている。夏野菜のピザパンやおにぎりづくり等、子どもが実際に作る機会を設け、食への興味が高まるようにしている。年齢に合わせて食材の大きさを変える配慮もある。しかし、手作りおやつが保護者へ伝わっていない。情報提供の方法の検討が望まれる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 調理員が食事中の保育室に入り、子どもの喫食状況を見ている。調理員と栄養士とが話し合い、子どもの発育状況に合った食事を提供している。地域の食文化を大切に、名古屋コーチン発祥の地であることも伝えてメニューに取り入れている。調理室は、「衛生管理マニュアル」に沿って衛生管理が行われている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ② ・ c
<コメント> 子どもの様子を写真に撮って掲示し、言葉で保育の思いを添えている。「クラスだより」も掲示されており、保護者へクラスの様子を伝えている。連絡帳にて個人的なことを知らせたり、直接保護者に話したりしてコミュニケーションをとるように心掛けている。保護者アンケートには、「子ども同士のトラブル・けがについて知らせてほしい」との要望があり、対応を期待したい。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 日本語が不自由な保護者のために市が通訳を雇用しており、外国出身の保護者等は通訳を介して個人懇談に臨んでいる。「園だより」や新型コロナウイルス感染症に関する案内文等は、ポルトガル語やスペイン語に翻訳されて配付されている。朝、家庭での食事量が少ない子どもについては、給食の量を調節（増量）して栄養面への配慮をしている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもへの虐待等権利侵害に適切・迅速に対応するための「かんたんマニュアル」があり、虐待等の早期発見に努めている。昨年度は、虐待防止の全体研修を職員全員が受講した。現在、児童相談所が関わる案件はない。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 市内の公立の全保育園で実施されている365項目の自己評価を、年間2回実施している。職員個々の気づきにはなっているが、自己評価の結果を集計したり分析したりする時間的な余裕はなく、園全体の保育実践の評価とはなっていない。特に評価の低い部分を抜き出して検証する等、園の課題を抽出して改善につなげる取組みを期待したい。		